

自家用自動車有償貸渡許可を受けられた方へ

鹿児島運輸支局輸送・監査部門

事業開始までの流れについて

(1) 登録免許税の納付

許可の日から30日以内に所定の額を納付してください。なお、納付後は、領収証書(原本)を「登録免許税領収書届出書」に貼り付けて鹿児島運輸支局輸送・監査部門まで提出して下さい。

(2) 貸渡約款、貸渡料金、及び運転者を斡旋しない旨の掲示

事業所内に、必ず貸渡約款と貸渡料金を掲示して下さい。また、運転者の斡旋などの労務供給は、運送事業類似行為と判断され行政処分の対象となりますので、斡旋を行わない旨の掲示も併せてして下さい。

(3) 整備管理者の選任届出

営業所に10台以上配置する場合は、整備管理者の選任届出が必要です。鹿児島運輸支局整備部門へ提出してください。

(4) 自動車の登録

貸渡に供する自動車の登録の際には、事業用自動車等連絡書が必要になります。また、登録後は「保険の加入計画」に基づき、必ず任意保険に加入してください。

(5) 事業開始

事業を開始したときは、速やかに鹿児島運輸支局輸送部門まで事業開始届出を提出してください。届出には、①車検証(写)、②任意保険加入証明書、③写真(事務所の外観、事務所内に料金表、貸渡約款及び運転者の労務供給を行わない旨の掲示を行っていることが判るもの)を添付が必要です。

お問い合わせ先：九州運輸局鹿児島運輸支局 輸送・監査部門

郵便番号 891-0131

所 在 鹿児島市谷山港2丁目4番1号

電 話 099-261-9192

令和 年 月 日

九州運輸局鹿児島運輸支局長 殿

住 所
名 称
代 表 者

印

自家用自動車有償貸渡に係る事業開始届出書

令和 年 月 日付九運鹿分第 号で許可となりました自家用
自動車有償貸渡事業について、令和 年 月 日に事業を開始しました
ので、届出します。

※添付書類

- ①全車両の自動車検査証の写し
- ②全車両の任意保険加入証明書
- ③写真
 - ・ 事務所、事務所内の料金及び約款の掲示
 - ・ 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」
（平成16年3月16日付 国自旅代234号）により運転者に係る
情報提供を行うほか、貸渡に付随した運転者の労務供給（運転者の紹
介及び斡旋を含む。）を行わない旨の掲示

「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」

（平成16年3月16日付け自旅第234号）により運転者に係る
情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者
の紹介及びあっせんを含む）を行いません。

〇〇レンタカー

貸 渡 実 績 報 告 書 (年度)

年 4月1日から 年 3月31日まで

() 運 輸 支 局 長 殿

事業者名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

運輸支局名	事務所数	区 分	車 両 数	延 貸 渡 回 数	延 貸 渡 日 車 数	延 走 行 キ ロ	総 貸 渡 料 金
		乗 用 車 (うち軽自動車)					
		マイクロバス					
		ト ラ ッ ク (うち軽自動車)					
		特 種 用 途 車 (うち軽自動車)					
		二 輪 車 (うち軽二輪車)					
		合 計					

○事務所別車種別 配置車両数一覧

※提出期限5月31日

事業者名
住 所
代表者名
電話番号

事務所名 (営業所名)	所 在 地	配 置 車 両 数						
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計	
								6月30日現在
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
合 計								
		※	※	※	※	※	※	

※下段は軽自動車数を記載

事務所名 (営業所名)	所 在 地	配 置 車 両 数						
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計	
								9月30日現在
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
合 計								
		※	※	※	※	※	※	

※下段は軽自動車数を記載

事務所名 (営業所名)	所 在 地	配 置 車 両 数						
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計	
								12月31日現在
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
合 計								
		※	※	※	※	※	※	

※下段は軽自動車数を記載

事務所名 (営業所名)	所 在 地	配 置 車 両 数						
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計	
								3月31日現在
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
		※	※	※	※	※	※	
合 計								
		※	※	※	※	※	※	

※下段は軽自動車数を記載

運輸局 運輸支局長 殿

印

連絡先

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更 する
した のでお届けします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 変更事項 (該当番号を○印すること。)

1. 貸渡人の氏名又は名称 2. 貸渡人の住所 3. 法人の役員
4. 事務所の名称 5. 事務所の所在地 6. 事務所の新設・廃止
7. 貸渡料金 8. 貸渡約款 9. 増車（※マイクロバス・その他）
10. 代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴うもの）
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止
 （レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合）
12. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止
 （ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合）
13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止

※ マイクロバスの増車届出及びレンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。

3. 変更事項の新旧（新設・役員増員・増率は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。）

[illegible]

4. 変更年月日

年 月 日

5. 確認事項

- ・他車種におけるレンタカー事業当初開始年月日（ 年 月 日）

※ 新たにマイクロバスを導入する場合

- ・理 由

マイクロバスを導入する理由

レンタカー型カーシェアリングを実施又は廃止する理由

配置車両のワンウェイ方式を中止する理由（該当するものに○）

- ・ラウンドトリップ方式のレンタカー型カーシェアリング車両として使用するため
- ・一般のレンタカー車両として使用するため
- ・その他（)

添付書類

1. 貸渡人の氏名または名称(添付書類なし)
2. 貸渡人の住所(添付書類なし)
3. 法人の役員：欠格事由に該当しない旨の宣誓書
4. 貸渡人の事務所の名称：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
5. 貸渡人の事務所の所在地：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
6. 事務所の新設・廃止：許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
7. 貸渡料金：変更後の貸渡料金
8. 貸渡約款：変更後の貸渡約款
9. 増車：① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表
② 許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
③ 直近2年間の自家用マイクロバスの貸渡簿の写し（マイクロバスの増車に限る）
10. 代替（事務所別車種別配置車両数の変更を伴うもの）：
① 事務所別車種別配置車両数新旧対照表
② 許可書の写し（当支局管内で許可を受けていない場合）
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止：
①カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
②①の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図

- ③②の保管場所を管理する事務所の所在地
 - ④ I T等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
 - ⑤車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - ⑥会員規約又は契約書
 - ⑦「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2.(5)②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画
- 12. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止：
 - ①レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ）の実施に係る確約書
 - 13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止
 - ①事務所別車種別配置車両数一覧表

運輸局 運輸支局長 殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確 約 書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号に定める「保管場所」として確保するとともに、
- ・ 道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

年 月 日

住 所
氏名又は名称

印

事務所別車種別配置車両数新旧対照表

【新】

事務所名	所在地	配置車両数					
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計
合 計							

※下段は軽自動車数を記載
※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

【旧】

事務所名	所在地	配置車両数					
		乗用	バス	トラック	特種	二輪	合計
合 計							

※下段は軽自動車数を記載
※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。